

盛岡地方法務局からのお知らせ

① 人権研修お受けいたします ～ビジネスと人権～

近年、「人権」に関する社会的な関心の高まりを背景に、ビジネスの分野において人権への意識が高まっています。ビジネスで人権を尊重することは、企業価値向上に貢献することとなり、逆に軽視すれば、企業活動における様々な人権リスクを背負うことにつながります。

盛岡地方法務局人権擁護課では、「ビジネスと人権」として、企業が尊重すべき人権、また人権に関するリスクについて各企業様に説明するとともに、各種研修を無料で行っていますので、企業への講師派遣など、お気軽にお問い合わせください。

また、企業が人権を尊重する行動をとることをウェブサイト上で広く宣言する「Myじんけん宣言」の取組も行っています。「Myじんけん宣言」をして、誰もが人権を尊重し合う社会を一緒に実現しませんか。

詳細は、法務省ホームページ

(https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00090.html) をご確認ください



【問い合わせ先】

盛岡地方法務局人権擁護課

TEL 019-624-1141

② 会社・法人の登記申請は オンラインが便利です

商業法人の登記申請書や登記事

項証明書の請求書をオンラインで作成・提出することができ、ご存じですか。また、オンライン申請は、原則、電子証明書が必要ですが、電子証明書が不要な利用方法として、「QRコード付き書面申請（紙申請）」と「かんたん証明書請求」があります。

【メリット】

- ★QRコード付き書面申請
- ・登記申請に必要な様式が準備されており、簡単に登記申請書が作成できます。
- ・登記の処理状況が確認でき、作成したデータを管理・再利用することができます。

★かんたん証明書請求

- ・法務局の窓口で登記事項証明書を請求する場合の手料は、一通につき600円ですが、かんたん証明書で請求すると、郵送受取は500円、窓口受取は480円となり、費用が抑えられます。

・手数料は、インターネットバンキングで電子納付ができるので、請求手続がウェブ上で完結します。

詳細は、登記供託オンライン申請

システムホームページ (<https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/>)

又は、「法務省 オンライン」

で検索してください。

③ 実質的支配者リスト制度が 創設されました

令和4年1月31日から、株式会社
の申出により、当該会社が作成した
実質的支配者（25%超の議決権を有する者）のリストの写しを発行する
制度が始まりました。

この制度は、株式会社が口座を開設するときなどに活用できる制度で、作成日現在の実質的支配者を記入した書類（リスト）を提出すれば、商業登記所である法務局が、そのリストを保管し、写しを発行します。また、申出及び写しの発行に係る手数料は無料です。

詳細は、法務省ホームページ

（https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00116.html）を「確認」してください。



④ 相続登記が義務化されます

令和6年4月1日に改正不動産登記法が施行され、相続登記が義務化されます。その背景には、登記簿を見ても所有者が分からないという、所有者不明土地問題（各種公共事業や復旧・復興事業に伴う用地買収手続の妨げになる等の問題）があります。

この所有者不明土地が生じた理由として、土地の所有者が亡くなったにも関わらず、相続登記申請がされないまま、その相続人も亡くなっている、といったことが挙げられます。

そこで、相続によって不動産を取得した相続人は、原則として、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならぬ、とする規定が新たに設けられました。

その他、義務に違反した場合の罰則等の詳細については、法務省ホームページ

（https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00343.html）を「確認」

してください。



ください。

【②④の問い合わせ先】

盛岡地方法務局登記部門

TEL 019-624-9851

⑤ あなたの思いを形にしてみませんか？

「自筆証書遺言書保管制度」

自筆証書遺言書は、遺言者本人が手書きで作る遺言書です。規定のサイズの紙とペン、印鑑があれば一人で作成することができます。手軽で自由度の高いものです。法務局に保管をすると、遺言書の紛失や盗難、偽造や改ざんを防ぐことができます。遺言者の生前の意思をかなえることができます。

大切なあなたの財産をご家族や大切な人に託す方法、また、事業を確実に承継させる方法の一つとして、本制度を是非ご活用ください。

詳細は、法務省ホームページ

（https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html）を「確認」ください。



【問い合わせ先】

盛岡地方法務局供託課

TEL 019-624-9857